

政治家が選挙区内の人や団体にお金や 物を贈ることは時期や理由を問わず 法律で禁止されています。

きない。 また、有権者が政治家に対し寄附を 求めることは禁止されています。





運動会や スポーツ大会への 飲食物の差し入れ



お祭りへの 寄附や差し入れ



落成式・開店祝いの 花輪



町会の集会や旅行等の 催し物への寄附や

飲食物の差し入れ



入学祝い・ 卒業祝い



病気見舞い



花輪・供花



香典

ではいいません。

https://www.senkyo.metro.tokyo.lg.jp/